

# 平成 23 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 23 年 5 月 27 日（金）

豊田商工会議所 4 階特別会議室にて

午後 1 時 30 分 開会

【事務局（青木）】 定刻になりましたので、ただいまから平成 23 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

各位におかれましては、ご多忙の中、そして足元の悪い中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

本日の監視委員会ですが、2 時間 30 分程度を予定しております。スムーズな進行に御協力をお願いいたします。

本日、A 委員、B 委員の 2 名が欠席されておりますが、監視委員会の設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますのでこの委員会が成立したことを報告させていただきます。

なお、写真撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので御了承ください。

携帯電話等につきましても、マナーモードにさせていただくか電源をお切りください。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の岩田から御挨拶申し上げます。

【豊田市(岩田環境部長)】 皆さんこんにちは。豊田市環境部長の岩田でございます。

本日は、安全監視委員の皆様、環境省を始め関係各位の皆様、大変お忙しい中を平成 23 年度第 1 回目の PCB 処理安全監視委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まずは、委員会に先立ちまして、このたびの東日本大震災で被害に遭われた方々に対しまして謹んでお悔やみ、お見舞いを申し上げますと思います。

さて、JESCO 豊田事業所におきましては、昨年末に相次いで起きました事故を受け、一時操業を停止し、総点検するという事態になりました。

総点検の後、慎重に施設を再開し、これまで順調に稼働を続けております。

市といたしましては、二度とあのような事故が起きないように、豊田事業所再生計画の内容が着実に実行されるよう、立入調査等を通じて監視をしているところでござ

います。

本日は、市及び JESCO から状況報告をいたしますので、お集まりの委員の皆様におかれましては、PCB 事業の安全・安心な事業に向け、忌憚のない御意見や御指導をちょうだいできればと思っております。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

【事務局（青木）】 今回、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐の鈴木清彦様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

鈴木様、よろしく申し上げます。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 環境省産業廃棄物課の鈴木と申します。4月から PCB を担当してございます。よろしくお申し上げます。

まず、委員長、それから各委員の皆様には、日ごろから PCB 処理につきまして御協力・御指導いただきまして、まことにありがとうございます。それから豊田市関係各所の皆様におかれましても、PCB 処理について御理解・御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

本来であれば、課長の廣木が参るところでございますけれども、東日本大震災の関係で環境省は、特に廃棄物・リサイクル対策部は、がれきの処理の担当をいただきまして、毎日そちらに追われている状況でございます。廣木も今日、そちらの対応でどうしても都合がつかないということで、欠席をさせていただいております。

JESCO 豊田事業所につきましては、先ほど岩田部長からもありましたけれども、昨年のトラブルの後、この委員会の場でも皆様から御指導をいただきまして、再生計画にのっとりまして事業を進めさせていただいているところでございます。今日私も午前中、事業所のほうを初めて見に行きましたが、非常に緊張感を持ってやらせていただいているというところでございます。

引き続き皆様から御指導いただき、豊田市には特に立入検査 15 回ということで非常に厚い御指導をいただきまして、今のところその計画にのっとりた操業をしていると聞いております。

本日も、皆様から忌憚のない御意見をよろしくお願いたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございます。

続きまして、日本環境安全事業株式会社の方々にも御出席していただいております。

ここで、御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、日本環境安全事業株式会社事業部長の須藤様よりお願いいたします。

**【JESCO(須藤事業部長)】** JESCO 本社の事業部長をしております須藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

昨年末からの豊田事業所の状況につきましては、各委員の皆様、また市当局を始めといたしまして関係者の皆様に大変御心配をおかけしてきたところでございます。前回の監視委員会におきましても、皆様から貴重な御指摘、御意見をいただいているところでございます。その後、市議会の御意見とあわせまして、3月3日におきまして市より JESCO あてに御意見をいただいたところでございます。

私どもといたしましては、この貴重な御意見を踏まえまして、再生計画に基づきましてそれを確実に実施していく、そしてこれまで以上に安全に留意して処理を行う、そして何よりも地域の関係者の皆様の信頼回復に努めるという決意のもとに、3月4日に施設の運転の再開を行ったところでございます。

本日は、それ以降の改善の取り組みの状況につきまして御説明をさせていただきたいと思います。また、本日各委員の皆様の忌憚のない御意見をいただき、それを生かしていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局（青木）】** ありがとうございます。

なお、今回、委員長から御指示いただきまして、本監視委員会の議事の状況をごらんいただくとともに、広く情報共有を図るため、収集運搬事業者の皆様にも御臨席いただいておりますので、御承知おきください。

それでは、議事に移る前に、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、席次表が1枚ずつありまして、資料1、資料2、資料3、参考資料が配付されております。

参考資料につきましては、参考資料1がA3、参考資料2-1、参考資料2-2がそれぞれA4の両面印刷のもの、参考資料3はA3で2枚ホッチキス止めのものであります。

不足資料等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、これより議事に移ります。

ただいま以降の撮影は、御遠慮ください。

また、傍聴人の皆様に申し上げます。

事前にお渡ししました「傍聴人心得」を守っていただき、静粛に傍聴していただき

ますよう、よろしく申し上げます。

議事進行につきましては、当委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【委員長】 皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、また天候のすぐれない中、本委員会のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、冒頭に司会の方からも御案内がありましたように、収集運搬事業者の方にも様子を見ていただくということが重要だという判断のもとに、皆様に御協力いただきました。本日は、しっかりと議論させていただきましますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、会議次第に従いまして進めさせていただきますと思います。

まず議題(1)の「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局から御説明をお願いいたします。

【豊田市(平山環境保全課長)】 環境保全課の平山です。よろしく申し上げます。

それでは、議題1につきまして、お手元の資料1「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」をごらんください。

1の「豊田 PCB 廃棄物処理施設への立入検査の実施状況について（再生計画の確認）」でございます。前回の安全監視委員会（平成23年2月11日）後、市は安全監視委員会、市議会の意見を踏まえまして、3月2日に再開に向けた市の意見書を提出してございます。JESCOでは、これを受けまして翌日から各部を点検しながら施設を確実に立ち上げまして、現在、順調に稼働中ということでございます。なお、5月につきましては定期点検中でございます。

平成23年2月11日から5月26日までの間、豊田事業所への立入検査を市が行っております。その内容について御説明させていただきます。

立入検査の概要につきましては、立入をした日程等につきましては2ページの表1、それから状況につきましては、6～8ページに写真を掲載させていただいております。

再生計画報告書の確認ということで、施設へ15回の立入検査をしまして、その立入結果をまとめたものが、別添の参考資料1です。その中からさらに抜粋したものを以下に記載してございますが、まず別添の参考資料1を若干説明させていただきたい

と思います。

表の左側に、再生計画書でお約束をいただいた具体的な改善対策を列記してございます。それぞれの区分ごとの対策については、重複する部分もございましたので、重複している対策内容については省略して記載しております。その項目の右側に、市の立入・確認の有無と、その結果概要を記載してございます。

立入の確認状況でございますけれども、それぞれ各欄に記載された内容を一読いただければ結構ですが、すべて市のほうで詳細に確認したわけではございませんけれども、全般につきましては、おおむね記載したものと同等か、それ以上の取り組みがされているかなという印象でございました。

なお、真ん中の立入・確認の欄でございますけれども、再開前につきましては、前回の委員会で報告した内容と一緒にものです。この段階で対策状況をおおむね把握をして、次の再開後の確認のところでは、実効性とか実施状況を確認しました。再開後の確認内容につきましては、ゴシック体で強調して表記しておりますので、わかりやすくなっているかと思えます。

その中で1点、確認状況の5つ目の欄、夕例会議のところの一番下ですが、「非常作業について報告されているものの、何の作業を行うのか全員がイメージを共有できているかは心配が残る。」とあります、これは、うちの職員が立入した中で、老婆心なのかもしれませんけれども、短い時間の中で非常に多くの報告をされております。皆さんはプロですので、どこのラインのどの場所のどういう作業というのは多分、イメージができるでしょうが、私どもが聞いた中では、例えば連絡ミスとか漏洩リスクの拾い出しが十分できるのか若干心配かなという印象を受けました。そういった意味で、市の要望ですけれども、できるならば、例えば工事のチェックをかける安全審査会ですとかそういった打ち合わせの中でも、漏洩リスクの洗い出しを一回やってもらうように検討いただけないかというのが市の要望としてあります。

参考資料1については以上でございます。

資料1にお戻りいただきまして、具体的な立入結果の内容を2点上げさせてもらっております。その説明をさせていただきます。

「①社員教育訓練の状況確認」でございます。幾つか確認をしてきました。

再生計画報告書を提出してから施設が稼働するまで1カ月ぐらいありましたが、この間に多くのOJT（職場研修）、よく知った先輩格の方が経験の浅い方に研修をする

ような研修が数多く開催されております。その実施記録を確認してございます。写真の⑥がそのスナップです。

また、12月8日に発生した遮蔽フード内漏洩事故の対策として、サンプリングラインを改造し、初溜液を槽に戻す施設改造を行ったことにつきましては、前回の委員会の施設立入でござんいただいておりますが、その変更になった施設の作業手順のOJTについて現地で確認をしました。

実際の作業をしながら各バルブの開閉時間等を決定して、そういったものを作業員全員がサンプリングで体験してまいりました。写真は①です。

それ以外に、JESCO及びTKSが実施した各種訓練についても確認してございます。

特にTKSが実施をいたしました漏洩対応訓練では、指揮者となる班長が、靴底を拭くウエスの設置や手袋の交換等、漏洩事故の想定を担当者として頭に描いて、汚染を拡散しないための具体的な指示をしてございまして、見ていて非常に有効であると感じております。写真は⑬と⑭でございます。

また、JESCOとTKSの全社員を対象にした安全セミナーも行われております。全社員が豊田施設の設計思想から安全対策設備までの基本的な事項を再確認する研修ということで、これにも立会いをして確認してございます。写真は⑤です。

こういった各種研修がしっかり行われているというのを確認してございます。

それから、「②今年5月の定期点検時の確認」でございます。

昨年末の事故につきましては、定期点検中に起き、連絡体制の不徹底（不確実さ）に原因があるものでした。再生計画報告書にもこの対応につきましては重点的に盛り込まれましたけれども、再開後、どのように対応されているのかを確認しました。

その結果、施工業者の発注仕様書に作業内容が明記されてございました。写真は⑦でございます。

また、昨年度漏洩事故を起こした排気配管につきましても、今回のメンテナンス時には、切り離す前に十分に養生して切り離しており、再発防止策がとられていることを確認してございます。写真は⑧です。

立入状況については、以上でございます。

続きまして3ページ、2の「収集運搬中に起きたトラブルについて（報告）」です。これは前々回、あるいは前回の委員会は内容を事故関係で占められたために、未報告となっていた案件でございます。

平成 22 年 11 月 9 日、収集運搬された荷を JESCO 受入検査室で点検したところ、コンデンサの碍子が破損し、PCB がインナートレイ内に漏れていたというトラブルが発生しました。PCB はインナートレイ内にとどまり、外部に影響はありませんでした。

トラブルを起こした収集運搬事業者によると、収集時、オーバーナイトした自社倉庫での点検時には異常はなかったと申し立てており、運搬中いつ漏洩したかについては不明でした。写真は⑮ですが、これについては JESCO から提供をいただいたものです。

原因でございますけれども、コンデンサの収集運搬作業において、同じサイズのコンデンサをたくさん入れたということで、缶体同士を密着させる形でインナートレイ中に隙間なく積み込んだ結果、運搬中の振動や加減速で空隙が増え、コンデンサ同士がぶつかって、結果として碍子の根元部分が破損したのではないかと推測してございます。

市では、当該事業者を招致して再発防止対策をとるよう指示し、あわせて当該事例を全収集運搬事業者に情報提供をいたしてございます。

なお、トラブルを起こした収集運搬事業者では、コンデンサの缶体同士を接触しないよう、缶体の間に緩衝材、あるいは吸収材をはさみ、固縛を確実にを行うとする再発防止対策書が提出されてございます。

また、今回のトラブルで JESCO 内において発生した PCB 汚染物、拭き取りに用いたウエス等でございますが、昨年度第 2 回の委員会でも同様の事例がございましたけれども、本委員会終了後、トラブルを発生させた収集運搬事業者の PCB 廃棄物として JESCO から搬出をして、運搬事業者みずからが適切に保管するよう持って行く予定でございます。

2 につきましては、以上でございます。

続きまして、3 の「報告基準の改正について」でございます。

これまで、PCB の漏洩事故につきましては、JESCO から逐一報告は受けていたものの、昨年末に発生した漏洩事故では、TKS で報告不要と判断されておりました。また、これまでの報告基準では、昨年事故について明確に報告が必要であるというような規定はございませんでした。実際は逐一報告を受けていたわけですが、そういった対応と若干文書上では乖離が生じていたため、これらの基準につきまして参考資料 2-1 のとおり改正をいたしました。

また、これに合わせる形で、今まで規定がなかった収集運搬時における事故等の報告基準につきましても、収集運搬事業者に了解をもらって参考資料 2-2 のとおり定めました。

新しい基準では、これまでのあいまいな報告を明文化するとともに、漏洩事故とトラブルの考え方につきましても整理をしました。

なお、報告を受けたすべての PCB 漏洩事故については、周辺自治区、また委員の皆様にご報告をさせていただく。あわせて、市が重要と判断する漏洩事故については、報道発表や市議会に対して情報提供を行っていきたいと考えております。

なお、事故とトラブルの考え方について少し触れておきたいと思います。

今回の事故を通しまして、事故かトラブルか表現がまぎらわしいといういろいろな指摘を受けました。そういったこともありまして、市としても一度整理をしたいと考えました。

参考資料 2-1 をごらんください。裏面の「5 用語の定義」の「(2) 漏洩事故」でございます。

これは定義ですが、市の考え方として、通常想定していない状況で想定外のところへ、法基準等を超える濃度の PCB 等（ベンゼンも対象になるかなということで“等”という表現をさせていただきます）が漏洩した場合を対象として、ただし施設稼働時、あるいは点検時を問わないと考えています。

ただし、想定範囲内の漏洩で、あらかじめ受け皿や吸着マットなど必要な対策がとられて回収等がされている場合は、これは漏洩事故には該当しないというふうに考えております。ただし、セーフティネットにつきましても、これらの必要な対策の中には含めていません。また、にじみで止まる場合は、漏洩事故とまではみなさないというふうに考えております。

こういった定義でございますけれども、ほかで明確な定義というのが見つかりませんでしたので、今述べたような考え方で市としては整理をしました。

なお、セーフティネットに関しましてはなぜ対策に含めないかということでございますけれども、これまで二重の安全性の担保とか、あるいは本当に万が一のときの事態に備えるものだという説明で来ています。当委員会でも、ないものとして JESCO には十分対応してほしいという意見で通してきております。そういった意味合いから、その前の段階でとどまるべきだという前提で定義を整理してございます。

また、この定義に基づきまして、2で報告させてもらった収運のケースにつきましても、事故ということではなくトラブルという表現をあえて使わせていただいております。

ただし、収運のこういったケースでございますけれども、トラブルだから問題ではないということではなくて、漏洩を防ぐために固縛とか衝撃緩衝材を施すわけでございますので、あくまで漏洩ゼロを強く市としては指導してまいります。

報告基準の改正については、以上でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4の「平成22年度環境モニタリング調査について」でございます。

「(1) 環境モニタリング調査について」でございますが、調査地点、調査項目、及び時期等につきましては、表2のとおりでございます。これは従来からやっている調査で、特に変更はございませんので、十分御理解いただいているかと思っております。

「(2) 調査結果について」です。平成22年度前期の調査結果は、表3のとおりです。すべての媒体で、過去調査結果、平成20年度環境省実施のモニタリング調査結果の範囲内であり、施設稼働に伴う異常は認められませんでした。

結果につきましては、5ページの「表3 環境モニタリング調査結果」でそれぞれのデータをお示ししてございます。

議題1の報告につきましては、以上でございます。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関連しまして、前回の委員会でC委員から御提案いただいております環境マネジメントシステム上での対応に関しまして、その後、事務局のほうでどのようにお答えをいただいたかという状況を御説明いただけますでしょうか。

**【豊田市（平山環境保全課長）】** あわせて報告させていただきます。お手元の参考資料3をお願いいたします。

この件につきましては、先回の委員会でC委員から質問があったわけでございますけれども、JESCO回答は「前向きにとらえて」という旨の説明がありまして、個々のEMSに関する質問の回答としてはちょっと中途半端な形で終了しておりましたので、C委員の了解を得まして、5月6日にJESCOから環境マネジメント関係の書類一式を市に持ち込んでいただきまして、一緒に内容確認を行ったものでございます。

資料の説明に移る前に、環境マネジメントシステム、一般にEMSと言われており

けれども、その概要を少しお話しすべきかと思えます。ただ、私も EMS に関しては門外漢ですので、うまく説明できる自信がないですけれども、御了承いただきたいと思えます。

それでは、参考資料 3 の裏に添付しています「環境マネジメントシステム」という資料をごらんください。

この資料につきましては、環境省のホームページに掲載のものでございます。特にこの制度の概要がわかるポイントとなる部分に網かけをしておきましたので、拾い読みをしていきたいと思えます。制度が少しでもイメージできればと思っております。

まず、1 ページの「1. 環境マネジメントシステムとは」でございます。

組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム (EMS)」と言うということでございます。

環境マネジメントシステムには、環境省が作成したエコアクション 21 や国際規格の ISO14001 があります。JESCO につきましては、この ISO14001 を取得してございます。

ISO14001 の概要ですが、3 ページの(2)をごらんください。

ISO14001 は、環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格でございます。ISO14001 の基本的な構造は、1 番目に方針・計画 (Plan)、2 番目に実施 (Do)、3 番目に点検 (Check)、4 番目に是正・見直し (Act) ということで PDCA サイクルと言いますが、こういったプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうという継続的な改善活動になります。

下の図にらせんで書いてありますが、これがずっと繰り返されていくということで、年間の中で何回か点検しながら改善をしていくという活動になります。

図を見ていただきますと、環境方針、そして計画、この中の環境側面はまた後で出てきます。次の法的及びその他の要求事項も後で出てきますけれども、そういった計画をつくって、次のステップとして実施及び運用に移っていきます。この中にいろんな文書関係が出てきます。それをもとに今度は、そういった活動実施状況を点検及び是正処置ということで、点検して、問題があれば是正をしていくということで、Check と Act が入ってきます。最終的に経営層による見直しということで、この ISO という

のは結構トップダウンの形がとられております。そういった流れの中でいきます。

特に言葉は若干難しい部分があります。例えば環境側面とは何ぞやという話ですが、あまりやさしい説明ではないですけれども、環境側面につきましては、企業などの組織体が環境に関してどのようなかかわりを持っているかを見ることをごさいますして、例えば工場の排ガス、排水、あるいは事務所ですとエネルギーの使用とかごみ、そういったものが環境側面として出てくる部分で、洗い出しともいいます。

また、法的及びその他の要求事項でございますけれども、組織の環境側面に関係して適用が可能な法的な規制です。法的な要求事項、あるいは組織が同意する要求事項ということでその他要求事項というものがあるということです。

ちょっとわかりにくい表現で申しわけないですけれども、そういった細々としたことがそれぞれ任意で決められて運用されるというものでございます。

この規格に沿って環境マネジメントシステムを構築することにより、経営者のリーダーシップのもとに環境対策を継続的に改善していく効果的な仕組みをつくることができるということでございます。

ISO14001 は、事業者の経営面での管理手法について定めているものであり、具体的な対策の内容や水準を定めるものではありません。具体的な管理方法は、かなりの程度、個々の事業者に委ねられています。無理をして難しいシステムをつくるのではなく、それぞれの組織の実情に合ったシステムを工夫することが重要ということです。

こういったものが環境マネジメントシステム（EMS）と一般に呼ばれているものでございます。

それでは、参考資料3を見ていただきたいと思います。「環境マネジメントシステム（EMS）における対応について」ということで、まず趣旨でございます。

2月11日に開催された委員会の中で、人がかわっても事故の対策等が対応できるように、EMSと整合性をとって仕組みに落とし込んでほしいという意見がございまして、そういったことから、再生計画の内容がどこまで落とし込みされているのかということを確認を行ったものでございます。

JESCOからの説明、あるいは回答でございますが、「JESCOの事故を踏まえてのEMSへの取組方針」ということで、再生計画を受け、改善計画をISO14001に展開してございますということで、環境マネジメントシステムはPDCAの繰り返しの改善活動を実施していくもので、EMSに再生計画を盛り込むことにより、自己点検、継続

的改善が明確に実施できるようになるということで、JESCO のほうも取り組んでいくということでございます。

それぞれの盛り込みの具体的などころにつきましては、「確認の状況」の表でございます。

この表の左上の「指摘事項」、「対応項目」につきましては、再生計画の区分ごとに整理をしております。今回の事故を踏まえまして EMS に盛り込んだ内容につきましては、その右側の「EMS 上の対応内容」の欄に記載しております。また、再生計画で挙げた個別の具体的対策に関しては、「確認の結果」の欄に記載をしております。

始めに、「EMS 上の対応内容」でございます。

盛り込み内容としましては、大きく 2 点ございました。

1 点目、欄の上段になりますけれども、環境側面の見直しを実施し、誤操作等による PCB 油等の漏洩、誤操作等による排水、排気、こういった関係につきまして著しい環境側面として事業所の環境活動の目的・目標に反映させたということです。

下のゴシックの欄に具体的な盛り込み内容の事例を 5 点ほど挙げてございます。作業手順書の定期的な見直し、確認。それからペール缶、ポリタンクの管理。不具合速報の迅速な報告。教育の実施。安全パトロールによる定期的な指導。こういった活動を計画書に盛り込んで、下にありますように、「上記項目は、3 カ月ごとに所内の環境会議にて進捗管理を実施します」ということで、こういったチェックをかけながら運用していくということになります。

2 点目に、過去の事故の教訓を生かすため、監視委員会との約束事項を法令と同レベルで守るため、「法的要求事項一覧表」に新たに「監視委員会での約束事項欄」を設けて、現在までの約束事項 22 項目を定期的に点検するよう改善したというところでございます。

約束事項の例として、ゴシックで枠の中に書いてございます。こういったようなことを法的要求事項の欄に入れたというところでございます。

枠の下になりますけれども、「なお、約束事項の 22 項目は、所内の環境会議で提案し、同会議で約束が守られていることの確認の報告をした」ということで、こういった報告を適宜定期的に行っていくということになります。

それから、個別の対策についての EMS との関係でございます。「確認の結果」の欄になります。

まず、作業手順書に関しましては、EMS の文書類の織り込みを確認してございます。

それから指導事項 2 の対応項目(1) 現場の整備につきましては、先回の委員会で確認済みということで、EMS 上のことは特にありません。

それから、(2)、(3)の JESCO 社員の研修、あるいは TKS 社員の研修の部分でございますけれども、教育訓練計画は作成されてございますけれども、EMS の中で環境実施計画書に盛り込まれていなかったということで、これにつきましては、直ちに盛り込みをお願いして対応済みです。

それから、3 の管理監督者・危機管理の欄です。まず対応項目の(1) JESCO の体制でございますけれども、これにつきましては、トラブル検討委員会を新たに設置したが、情報収集のツールであるため、EMS で規制する組織には入れないということを確認してございます。あくまで JESCO のほうで既に既存で運用してございます関係で、盛り込める部分と盛り込みにくい部分がございます、今回このトラブル検討委員会については、EMS の中では特に規制はそぐわないということでございます。

それから、(3)の危機管理の部分で、漏洩訓練等の関係になります。緊急時の訓練計画が確認できなかったということで、これについては、改善を要望してございます。

それから、指導事項 4 の指揮命令系統の明確化ですけれども、対応項目(1)の運転時の体制等でございますが、これにつきましては、再生計画での体制については確認してございます。ただ、EMS への織り込みにつきましては、現状では必要ないという判断でございます。

現在の JESCO の EMS につきましては、特に漏洩等に関しては、場外へ漏れた場合を想定してございまして、場内の漏洩については現行の EMS の中で入っていないというふうになっています。あくまで環境への影響というのは外に出て初めて発生するという観点で整備してございますので、なかなか事故の対策イコール EMS ということではございません。

それから、5 の事故の未然防止の部分でございます。それぞれ JESCO、TKS の活動でございまして、全社的な未然防止活動は、「安全の日」の活動が推進計画に盛り込まれていることを確認してございます。また、過去の起きた事故を安全監視委員会の要求事項として法的要求事項に盛り込んだというのは、先ほど説明したとおりでございます。

それから、右側に「参考」というところでもう一つ表をつけてございますけれども、

これにつきましては、C 委員が、できるだけ EMS と連携しながら運用するのが望ましいという思いで要望として掲げられた事項に対して、JESCO の回答を含めて整理したものでございます。もちろん重要な部分もございまして、EMS の細部にわたっている部分もございまして。この委員会は、あくまで事故対策等の検討ということで、EMS の部分は所掌からすると範疇ではないのかなという部分がありまして、一応、参考扱いということで記載だけさせていただきました。

報告につきましては、以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

この EMS について前回の委員会で御提案いただきました C 委員のほうから、何か補足、あるいはさらに追加の御説明がありましたらお願いします。

【C 委員】 今、市の事務局から報告のとおりでありまして、先回の私の提言に対しまして JESCO で対応していただきまして、本当にありがとうございました。

ここに掲げたように、EMS 上でのシステムとして、一部まだ不整合なところはありますけれども、大分入ってきたかなという感じがします。

参考に載せられていますように、これは、再生計画をさらによくしてシステムとしてしっかりやっていただくために、要望として出させていただきました。

これを総括しますと、特に教育訓練につきましては、先回も出ていましたように、JESCO は非常に人の入れかわりが多いということで、必ず EMS と整合をして年間の教育計画の中に落とし込んでやっていただきたいというのが 1 点です。

それから 2 つ目は、トラブルの認識を、社外に出たものだけでなく、先ほど市からトラブルと漏洩事故の区分の用語の定義もありましたように、発生源でのトラブル、あるいは敷地内で起きたトラブルも対策をしていくというシステムに落とし込んでいただきたい。それによってヒヤリハットがどんどん、どんどん少なくなると考えますので、そういう点もぜひ対応を仕組みとして落とし込んでいただきたいというのが 2 点目です。

それから 3 つ目は、未然防止活動です。毎月 21 日に「安全の日」を設定してやられているという全社的な動きも一つありますが、漏れたその個所、設備、工程、それも未然防止活動をぜひやっていっていただきたいと思います。やはり著しい環境側面を特に特定して対策をしていくということが、本当の未然防止活動になりますので、そういうところもより深くやっていただければ、今回のこのトラブル対応、再生計画

もさらによくなるという感じがしておりますので、よろしく申し上げます。

それから、先ほど事務局で EMS の概要を説明されましたけれども、これはあくまでシステムを各社がつくった中で委ねられる部分が非常に多くありますので、私が要望を出したから絶対やらなきゃいけないということはありません。ぜひこの EMS、それから再生計画を確実にやっていただくために、この PDCA のサイクルを回しながら再生計画の完全な実施を要望いたします。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま環境マネジメントシステムの対応を含めた議題 1 について御説明がありました。皆様方には多くの質問、あるいはコメント等を出していただけたと思いますが、全体を通してお願いしたいと思えます。

ただし、あまり後のほうですと少し記憶が薄れてしまうこともございますので、直近のお話の中で JESCO に何か簡単なコメント等がありましたら、今お答えいただいても構いません。

【JESCO（庄賀所長）】 せっかく C 委員のほうからアドバイスをいただきましたので、この点については、今日差し上げたお返事に加えて改めて検討してみたいと思います。

【委員長】 では、また後ほど皆さんからの御意見等が出ましたときにはよろしくお願ひいたします。

次に進めさせていただきますして、議題 2 「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、日本環境安全事業株式会社より御説明をお願いいたします。

【JESCO（庄賀所長）】 改めまして、豊田事業所の所長をしております庄賀でございます。

前回、前々回は取締役の由田が出席しておりましたが、私のほうで「今回はもう来なくて結構です。私が説明をいたします」と申し上げ、今日は御遠慮させていただいております。

それと、事業所のメンバーが一部かわっておりますので、紹介をいたします。

まず、5月1日付で副所長が鐘ヶ江から宗佐にかわっております。

それから、4月1日付で安全対策課長が田村から川津にかわっております。

それでは、説明をさせていただきます。資料 2 ですが、前回、前々回については実

績の報告をいたしておりませんので、簡単に昨年度の実績を御説明させていただきます。

1枚目の表がPCB処理の実績でございます。平成21年までは御報告しておりますので、平成22年度全体の御報告になります。

左がトランス類、真ん中がコンデンサ類とありまして、平成22年度については、トランス類については計187台、昨年までは300台近くありましたが、停止もありますし、トランスの小型のものがなかなか入らなくなってきたということで、若干減っております。全体としてトランス類は1,100台を処理いたしました。

一方、コンデンサですが、平成21年度は5,000台弱ぐらいまでいきましたが、平成22年度は3,800台ということで4,000台弱にとどまっております。全体としては1万4,000台を処理したことになります。

廃PCBについてはドラム缶ですので、割愛いたします。

液体として数えますと、約600トンになります。

処理実績については、以上です。

次のページは、廃棄物でございます。これまで有価物と廃棄物をあまり区別せずに御報告申し上げておりましたので、有価物と廃棄物に分けてわかるように出しました。左側2つが有価物で、昨年は250トンあまり。払い出しの合計ですと1,400トンということで、やはり産業廃棄物に回っているものが多くございます。全体としては、操業開始以来6,700トンということで、昨年も御質問があったかと思いますが、セーフティネットの活性炭についてはここには入っておりません。

3ページは、東海4県、事業区域内での進捗ということで、これは登録実績、受入済み台数、進捗率を書いてございます。

進捗率の欄をごらんいただくと概要がおわかりになると思います。トランス類については、豊田市内のものは全部終わっておりますが、愛知県が76%、全体としては半分弱という状況です。コンデンサについては、5万台弱の登録に対しまして、全体で37%処理が進んでおります。

それから、一番右側の保管容器でございますが、これは漏洩したコンデンサが入ったもので、これはダブルにカウントされておまして、漏洩物を運搬し、処理をするということで、これからトライをしていく分野になります。

ということで、おおむね東海4県の進捗状況は以上でございます。

次のページは、年間の環境モニタリング計画に基づきまして測定した結果でございます。

上が排出源ということで、私どもの事業所から出ている排気、排水、騒音、振動、こういうものについて年次で測定したものであります。いずれも管理値内に入っております、特に問題となるものはありませんでした。

それから、下の欄が周辺環境ということで、主に敷地境界で測定した結果になります。昨年は、大気のベンゼンが 0.0031 ということで環境基準ぎりぎりの値が観測されております。実は、これは 12 月に再測定をしてもっと低い値になっておりまして、全体的に見ますとばらつきの範囲にあるのかなと考えております。

周辺環境に関する影響については、以上でございます。

5 ページですが、先ほど豊田市より詳細な御報告をいただきましたが、JESCO としての御報告をさせていただきます。

再生計画は、前回の監視委員会以降でございます。これは別紙 1 が次のページにありますので、そちらをごらんいただいたほうがわかりやすいと思います。指導項目に従って箇条書きにしてあります。

手順書類ですが、前回の監視委員会以降、新たに 85 件手順書の作成を行っております、現在、TKS で持っている手順書総数は 655 件になります。今回、5 月の初めより定期点検の中で設備改造を幾つか行っております、現在、JESCO の運転管理課から手順書の見直し及び作成の指示が出ている状況です。

ヒヤリハットについては、通常、我々がやっている活動を続けておりまして、3 月、4 月、5 月で 30 件弱ぐらいのヒヤリハットが出ております。JESCO と TKS でプロジェクト会議を持っておりまして、4 月 14 日にそれらのヒヤリハット対策について検討しております。

運転廃棄物に関しては、従来も防護服については超音波洗浄を行っておりますが、今後も処理を継続してまいります。

それから、遮蔽フード内にございましたパール缶と呼ばれる 18 リッターぐらいの丸い石油缶に入ったものですが、これが 219 個存在しております、中に PCB が含まれておりますので、3 月の操業再開後、脱塩素化反応で 71 個処理をしております。それから、運転に伴いまして新たに発生してきますので、現在 173 個で、40 個あまり減ったことになります。液体物については、こうして順次処理を続けてまいります。

ただ、事業所内の運転廃棄物については、特にセーフティネット活性炭の交換をいたしますと非常に大量の廃棄物が出てまいり、施設内の保管場所についてはほぼ満タンという状況でございます。

それから、労働安全衛生コンサルタントの先生は、引き続き御指導をいただいております。3月、5月においでいただいております、高所作業に関するルールをつくりなさいとか、定期点検であれば、吊り具の使い方について御指導いただいたりしております。

安全教育については、第8回までできました。これは2月からスタートしております、直近では、「広域処理計画及び操業管理システム」、これは施設の、マニフェストといまして、操業を管理する仕組みの説明を行っております。引き続き全社員を対象に今後も実施してまいります。

指揮命令系統については、夕例会議の中で毎日の状況を確認してございます。市の御指導もいただいておりますが、定期点検になりますと40件ぐらいの工事案件をこの中でやり取りをしておりますので、市の方には申しわけないですが、工事詳細についてはなかなかわかりづらいのかなと思います。できる限り改善ができればと思いますが、こういった情報交換を続けております。

それから、トラブル関係については、各担当ベースで対応をしているという状況です。

定期点検中については、災害防止協議会と呼んでおりますが、工事をされる業者を一堂に会しまして、安全に関していろいろなルールなどの説明会を行い、今回の定期点検は4月28日に実施をしまして、この災害防止協議会としても毎週安全パトロール等を実施しております。

危機管理体制については、C委員からもたびたび言われておりますが、緊急時対応マニュアルというのは施設外漏洩を対象にしてつくってございました。これについて、施設内の漏洩に対応するものを付加しております。これに伴って、液のにじみ等については「不具合速報」という制度を設けてTKS及びJESCOに直ちに報告するという事で、30件あまり出ております。

それから、漏洩に関する訓練については、先ほど第1回目を御報告申し上げましたが、今後、6月いっぱいぐらいTKSの各班にて実施の予定です。

最後に、「安全の日」については、今月も5月20日に実施をいたしました。私から

は、今回については、ずっと年に4回続けております SUS 床点検をなぜしなければいけないかということと、引き続きやらなければいけないという訓話をいたしました。

再生計画関係は以上でございます。

前のページにお戻りください。3の労働安全衛生コンサルタント。さっきさらっと触れましたが、4月、5月以降も御指導いただいております。

7ページに、再生計画のときに監視委員会に一度御報告しております内容を再度掲載してございます。確認の意味で説明しますけれども、これも横文字が多くて大変恐縮です。

環境管理システムが EMS ということですが、それに加えて、労働者の安全衛生を管理する仕組みが OSHMS です。これもやったらどうかという御指摘を受けていますが、我々は EMS で取り込むのが精一杯なので、ここについてはこの EMS の中で対応させていただきますという形にしております。

それから石田先生が特に言われたのが、ソフト面の対策だけではなくて、ハード面の対策をきちっと考えろという御指摘をいただいております。これに関しては、前回も申し上げたように、そもそもの設計が施設外漏洩に対する設計をしておりますので、必ずしも施設内漏洩に関しては完璧に設計はされていませんので、これから我々が細かく見ていく必要があると思います。ですから、先ほど確認いただいたように、配管を開放したら必ず閉止板をつけるとか、こういった一つ一つの積み重ねになると思っております。今回の定期点検の改造工事につきましても、安全対策の工事が7件ほど入っております、こういった設備対策を地道にやっていくしかないのかなということで、御指摘はいただきましたが、対応のほうは一步ずつという状況かなと思います。

これは、先生に今後も毎月来ていただきますので、引き続き御指導を受けてまいります。

それから4の保管場所についてということで、運転廃棄物は本当に困っております。今回、3月末ぐらいで事業所内にドラム缶として1,700本程度にのぼってしまいました。防護服とかウエス、運転のセーフティネットに使っております活性炭、これらは操業を続ければ続けるほど発生してまいります。防護服については、所内で無害化处理しております。それから活性炭については、たまたま環境省が実施されております燃焼実験用のサンプルとして御提供させていただくことができました。それ以外のものはまだ保管中ということで、ここには記載がありませんが、紙とか布ウエス、これ

は紙くず、繊維くずという廃棄物の分類になりますが、施設の中で処理することは可能であり、今後、検討してまいります。ただ、それでもふえていく廃棄物がございしますので、今後できましたらどこかに保管をできないかということをお我々としても検討せざるを得ないという状況にございます。具体的なものがないので、この程度の表現になっておりますが、そういう問題が豊田事業所の操業にはございます。

簡単ではございますが、当方からの状況報告にかえさせていただきます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの議題1とただいまの議題2を通じまして、各委員の御意見、御発言をお願いいたします。

どこからでも結構ですので、お願いいたします。

【C委員】 議題1の豊田市からの報告の中で、確認をしたいことが1点ございます。

まず、参考資料1、「JESCO 豊田事業所再生計画報告書に係る改善対策状況」、この中で、施設の安全操業の確立の中に、再生計画の中には PCB 流出リスクという項目がありますが、この対策状況の確認書ではそれが抜けています。実際にやられたかどうかということですが、この対策状況の確認書ではそれが抜けています。実際にやられたかどうかということですが、この対策状況の確認書ではそれが抜けています。実際にやられたかどうかということですが、この対策状況の確認書ではそれが抜けています。

先回の委員会の参考資料11の豊田事業所再生計画と比較して見ますと、(2) PCB 流出リスクという項目が④までの4項目やるとなっていますが、この確認状況では、それが確認されていません。これはやられて抜けているのか、やってないのかをお願いいたします。

【委員長】 それでは事務局よりお願いします。

【豊田市（平山環境保全課長）】 確認しておりますので、ちょっとすみません。

【委員長】 では、お時間を少しいただきます。

待っている間に、私のほうから少し質問させていただきます。

先ほど JESCO の庄賀所長から御説明がありましたが、かなり廃棄物がふえており、特に活性炭がかなり多いとのこと。活性炭については、環境省で只今、検討中ということで、対策を講じていただいているところだと思っておりますが、もう少し具体的に、見通しがありましたら教えていただきたいのですが。

【JESCO（庄賀所長）】 活性炭につきましては、PCB を吸着しておりますから、簡単には外に放出しないという形になっております。逆に言いますと、無害化するのがかなり難しい廃棄物でございます。JESCO としては現在、北九州事業所はプラズマ

炉を持っております。これは高熱で一瞬で分解してしまいますので、ここでは処理可能です。ただ、日本で処理できる場所はそこだけございまして、いつごろになったら我々のものが処理できるのかというのは、社内的にもはっきりしておりませんし、処理している地元自治体に打診もしておりませんので、ちょっとこれはよくわかりません。

それから、環境省がお進めになっている低濃度の PCB につきましては、まず柱上トランス油等、世の中にいっぱいあるものからスタートしていくものと思われまして、我々のものは PCB 処理物に近くなりますので、そういったものが簡単に処理できる時代はまだ来ないだろうと考えています。

環境省から補足をいただきます。

【委員長】 では、お願いいたします。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 環境省で先ほどの実証試験をやっている状態で、去年実施した分については5月10日に報道発表をしております。運転廃棄物を中心に焼却する試験を何カ所かでやりました、焼却によって無害化は大丈夫だろうという実証はできております。ただ、今年度につきましても再度やってみたいと思っております、その実証結果が出た後ですけれども、焼却によって処理が可能ということになってくれば、その辺の制度についても検討していきたいということで考えております。

【委員長】 ありがとうございます。

早く安全な処理を確立していただいて、今のストックを何とかなくすように努力していただいているということですね。

先ほどのC委員からの確認の件ですが。

【豊田市（平山環境保全課長）】 C委員が質問されました件ですけれども、前回のJESCOからの参考資料の中で、区分分けの中でPCB流出リスクということで、今回の事故対策実施では、気密試験ですとかサンプリング液のあふれ対策、それから水平展開実施ということで同じく気密試験ですとかポリタンクの計器のチェックでございます。

これにつきましては、私どもの参考資料1の表の中段のちょっと下ぐらいになりますけれども、気密試験必要箇所の確認、ポリタンク液受箇所の確認、他事業所の事例水平展開、ヒヤリハットの再確認、このあたりが該当する案件になります。

【委員長】 C委員、ただいまのお答えでよろしいでしょうか。

【C委員】 内容的にはこれで結構ですが、これは JESCO の資料にもかかわりますが、私ども委員としては、先回配られた参考資料1の項目と対比してどのくらい対策が進んでいるかという見方をしているわけです。多分、どの委員も同じだと思います。

そういうふうを考えますと、例えば JESCO の先ほど説明された別紙1についても、この再生計画書と番号も違いますし、項目も、実際には項目は5項目ありますが、ここでは4項目になってしまっています。それから改善対策も、言葉が変わっていて非常に見にくいわけです。

私どもとしては、先回の参考資料と対比しながら、どこまで進んだのか、確実にやっているのかという見方をしていきたいと思いますが、この2つの資料を見せていただいたときに、私は、前回のものと見比べるのに1時間以上かかりました。

ですから、この再生計画をベースに、こういうふうに対策をやっている、改善状況はこう、具体的内容はこうだというふうに整理をしていただきたいと思います。資料は両方ともそうです。そこら辺をぜひお願いしたいと思います。大変かもしれませんが、再生計画に基づいてここら辺はお願いしたいと思います。

以上です。

【委員長】 ただいまの御指摘ですけれども、きちっと対比できるように、皆さん見ていただいても一目瞭然でわかるように、もう少しわかりやすい整理の仕方をしていただきたいと思いますという御要望です。これは各委員の皆さんの総意だと思います。事務局も JESCO のほうもよろしくお願いしたいと思います。

それから、事務局からの御説明の中にありました参考資料3で、先ほど C委員が教育訓練の項目について、及びトラブルの認識、さらに未然防止の活動について3項目の御指摘をいただきました。しっかりと対策に盛り込んでいただきたいと思いますという御要望だと思います。

【JESCO (庄賀所長)】 先ほども申しあげましたように、この場でというよりも、これは持ち帰って、この EMS の中でほかの人の意見も聞きながらやっていきたいと思っております。

【委員長】 では、ぜひ前向きにご検討をお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

十分時間をとっていただいておりますので、皆さん一人一人御発言していただける

時間は十分ございます。

では、D 委員どうぞ。

【D 委員】 それでは、2 点ほどお聞きします。

1 つは、参考資料 2-1、報告基準を定められております。新聞等でも、何か事故があったときに、報告がなされていないというような問題がよく出ているかと思えます。緊急時の程度にもよると思いますが、そういう記事を見ていて、報告が先か対応が先なのかということを感じます。簡単に報告のレベルというのがありますが、周辺の住民にとっても市にとっても、早く何が起こったかということは知りたいというのは当然だと思いますけれども、それぞれ緊急度によって、こういうときにはこういう情報をどのタイミングでほしいと、そういうことはある程度 JESCO と取り決めをしておいたほうが、社内での体制もそうですけれども、対応がより安全なほうにいくのではないかなというのを感じました。そのあたりは事前に意見交換というのはあるのでしょうか。

【豊田市（平山環境保全課長）】 従来の報告基準でも、重要度に応じて即報告とか、速やかに報告、あるいはある程度間があいてもいいというようなことがありましたが、今回の改正で、とにかく速やかにすべて報告をもらうという形をお願いをしています。というのは、やはりこの緊急度というのは情報の重要性であって、情報は市としてはすぐにもらいたい。例えば緊急度 1 であると議会筋、あるいは公表といったものにもかかわってきますので、そういった意味での緊急度の扱いはありますが、情報を入手する時間的なものについては、すべて速やかに御報告いただきたいという考え方でお願いしています。

あまり区分分けをして、即、あるいは少し時間があってもというふうにすると、なかなか運用も難しいですし、とりあえずこういうことがあったかもしれないという情報を知ること大切ですので、まだ原因不明、あるいはどこまでのことかわかってないという段階でも結構ですので、とにかく報告をくださいというお願いをしています。

【D 委員】 徐々にはっきりしてきたら詳しい情報を出してくださいというふうなことでですか。

【豊田市（平山環境保全課長）】 情報が確定した段階で、その情報の重要度に応じてそれぞれ対応を決めていきます。決まってから報告をもらうと、やはり情報がおくられてきますので、そういった意味で、できるだけ早く情報を知りたいということでお願

いしています。

【委員長】 改正前での取り扱いと改正後では、改正後は、前回ですと報告しなくてもいいようなものまですべて報告するようになっています。

【豊田市（平山環境保全課長）】 その点につきましては、従前の対応とほとんど変わりはありません。ただ、文書上、明記してあるかどうかの部分を、今回、事故がいろいろありましたのではっきりさせたということです。

従来はちょっとあいまいな部分があって、それぞれ JESCO の中の判断でどうするという形にはなっていました。実際はほとんど全部報告をいただいていると思いますけれども、あいまいな部分が残っていたので、これはよろしくないだろうということで、それも全部報告いただき、その情報の扱いは市のほうが考えるということで整理をしました。

【委員長】 よろしいですか。

はい、どうぞ。

【D 委員】 もう一つ、JESCO からでもいいですが、危機管理体制についてです。

緊急時、重要度というのがあると思いますけれども、起こった事故とかトラブルに対して、例えば PCB が漏れるとか、あるいはプラント自身に何かトラブルが起きるとか、種類が幾つかありますが、それぞれを適切に指示をするトップはどこか。それは単純に職務で所長、副所長ということではなくて、適切な人間がトップに立って、そこから正しい適切な判断を速やかに出すというのが必要になると思いますけれども、その管理体制の適材適所といいますか、そういうことは当然考えられていると思いますけれども、そのあたりをお聞きします。

【JESCO（庄賀所長）】 御質問の意味は非常に難しく考えておりまして、とりあえず TKS を通じて事業所の緊急事態はすべて私のところに入ってまいります。したがって、判断をする責任者は私であると思っております。ただ、細かい施設の操業状況になりますと、私が全部把握しているわけではございませんので、それに対する対策責任者はお前だという指示を出して、その下に必要な人材を集める。これは昼でも夜中でも同じことだと思えます。それが基本かなというふうに私自身は承知しておりまして、そういう意味では、そこの部分については手順書に定められない内容かなと考えております。

【E 委員】 私からも JESCO にちょっと御確認します。

「労働安全衛生コンサルタントの指導内容と対応」に、EMS と OSHMS の考え方を導入したらどうかという御提案があったと。EMS は、あくまでも事業所外の環境に対する配慮がベースで、逆に労働安全衛生システムのほうは、中で働く労働者の方たちへの安全管理が主になりますので、内部の曝露ということを考えると、このシステムをチェックいただくということはそんなに悪いことではないと思います。やはりその考え方は導入していただいたほうが、今後わかりやすくなるのではないかなという印象を受けますが、どういう判断でちょっと置いておこうという話になったのですか。

【JESCO（庄賀所長）】 簡単に答えますと、施設内漏洩も環境側面であるという定義を JESCO 豊田事業所はいたしました。ですから、事業所の外だけではないものを EMS の中に取り込んでおります。施設内漏洩を防止するということは、曝露防止にもつながります。したがって、この部分は OSHMS の考え方も一部入っております。ですから我々としては、システムの要求事項に合っているか間違っているかというその審査を受けるのは一つにして、この EMS でいろんなものをカバーしていきたいというのが今の考え方でございます。

【E 委員】 私の理解が不十分かもしれませんが、多分、労働安全衛生システムのとときには、有害物質という曝露原因物質があって、それがこれでいきますともともとの保管場所から事業所内まで運搬して処理する場合の全工程に対して対象にしていきます。だから労働者の曝露の接点の部分を EMS の中だけでの概念で処理されるのではなくて、やはり労働安全衛生システムの概念も導入されながらやられるという意思表示が要るのではないかなと思いますが。

【JESCO（庄賀所長）】 申しわけございませんが、そこの論争になりますとちょっと長くなると思いますが、決してやらないと言っているわけではございません。そこについては、私が事業所のトップですから、宣言をした場合は必ず導入いたします。ですから、この席で導入しますということはまだ言えません。申しわけございません。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課（鈴木課長補佐）】 発言してよい立場かどうかわかりませんが、私もわからないところがありまして、EMS と労働安全衛生システムの2つを同時に運用するというときの切り分けとかその辺、もし何か御知見があれば逆に教えていただけないでしょうか。2つのシステムを同時に運用するのは大変なような気がします。

【E 委員】 これも返答が難しいですが、労働安全衛生システムは ISO22000 でたし

か出立しようとしたんですね。ところが、やはり企業とか事業所のシステムとして考えると理解しにくいというか、導入しにくい部分が幾つかどうもあるみたいで、実際に同時にこのシステムとして運用しようというときには、僕も事業所側ではないのでよくわかりませんが、やはり運用しにくい部分はあるかと思います。ただ、考え方としては、そういう要素がチェックの幾つかのところにはあるのではないかという印象を受けています。

だから、EMS 主体でシステムをつくられるのは結構だけれども、労働安全衛生コンサルタントの先生も、考え方を導入したらどうかと多分言われているだけなんですね。だからそのポイントのところだけでもあってもいいのではないかなという印象です。

【委員長】 なかなか難しい議論になっていますが、C 委員、御経験の中で何かいいアイデアがあったらお願いできないでしょうか。

【C 委員】 非常に難しいところですが、EMS と労働安全、OSHMS の違いというのは、大きく言えば、EMS のほうは、先ほど事務局の平山課長が言われたように環境側面を抽出して、そこを重点的に管理していく、そして環境への影響を最小限にとどめるというのが EMS です。

では OSHMS のほうは何が違うかというのと、17 項目の要求事項はほとんど一緒です。ただ違うのが、環境側面のかわりにリスクアセスメントをやります。これはどういうことをやるかというのと、作業者を中心にして、作業者の危険、有害なものを評価して、評価点というのがありますが、それを下げるという活動をします。そして、企業としてどうしても下げられないものについては、作業要領書とか手順を決めて作業者にきちんとしたルールを決めてやる。大きく違うところはそこだけで、あとはほとんど一緒です。

ですから、評価の仕方とかもっと複雑な細かいものはありますが、簡単に言えば、環境に対してやるのか、作業者に対してやるのか、そして危険、有害は何かというところを探し出すというところが大きな違いです。

【委員長】 より安全にということですと、労働安全衛生の管理も非常に重要になってきます。コンサルタントの花井先生の御意見をもう一度伺ってみてはいかがでしょうか。只今の E 委員、あるいは C 委員の発言についても検討する必要があります。

【豊田市（平山環境保全課長）】 事務局としても、この委員会の要綱に定められている議題に合致していれば十分議論する必要があると思いますし、その辺がちょっと見

えないところです。

【委員長】 私の提案ですが、コンサルタントの先生の御意向をもう少ししっかりとお聞きして、ポイントを明らかにした上で、問題点を整理していただくのが良いと思います。

【豊田市（平山環境保全課長）】 コンサルタントの先生方のお考えがどの程度の内容になるのかを一回確認させていただいて、報告という形になるのか、議題として上げていくのかにも絡んできますので、その辺また委員長に直接御相談させてもらって決めるということによろしいでしょうか。

【委員長】 議題にさせていただいたほうが良いと思います。

E 委員、そういうことによろしいですか。

それでは、今のところは重い話ですので、もう一度しっかりと吟味させていただいて、また次回にでも少し御議論いただけるようにということで、この辺は少し先延ばしさせていただきたいと思います。

C 委員、よろしいですか。

【C 委員】 ここは、コンサルタントの先生は、推奨というか、こういうことも考えながらやっていったほうが良いというだけのことではないかなという感じがします。

あと、入れるか入れないかは、JESCO の判断だと思います。これは先ほど平山課長が述べられたように、要はこういうシステムは、導入するかしないかというのはその企業に委ねられておりますので、我々が JESCO に導入しなさいとか言うことはちょっとできないのではないかなという感じがします。

【委員長】 もちろん強制力はないと思いますが、皆さんが不安に思われるならば、そのような意見もあるということです。

コンサルタントの先生はどんな趣旨でお話されたのかをお聞きいただいて、検討課題が出てきた場合には、この委員会の中でお話をいただくということでどうでしょうか。

【JESCO（庄賀所長）】 私どもは結構です。

【委員長】 では、そのようにさせていただきます。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【F 委員】 朝日丘地区代表の F と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの D 委員の話と重複しますが、新聞等でいろいろ騒がれましたし、この前も東日本大震災がありました。それとまた、ここに持ってきましたが、日本共産党の大村義則議員から、我々の地区に号外ということで 300 世帯のポストに入れられて、皆さんはこれを心配しております。ちょっと内容を読みます。

1 つ目が、「3 度の事故で大丈夫ですか」ということで、「昨年 12 月、細谷町にある PCB 処理施設から漏洩事故がありました。これで 3 度目です。野球ならスリーアウト、チェンジです。その都度点検し、基準を見直したから安全として操業してきましたが、外部漏れがなかったのか、事故の地元説明もなく、今後、原発事故のような大惨事になる危険をはらんでいます。」ということで、設立の経過や、「3 月の定例議会のときに大村議員より質問事項をお知らせしました。PCB は無色透明の猛毒です。過去にカネミ油症事件で大問題となり、現在は使用禁止になっています。これまでコンデンサなどの絶縁に企業で使われてきたのが保管されています。本来企業責任で処理すべきものが残されているものです。」ということで書いてあります。

次のページに、「外部への漏洩時の危険区域設定と住民説明を」ということで、ここに地図が書いてありますが、1 キロメートル以内のところに危険ですよということで丸で囲んで、ちょうど我々の細谷地区とか新生町、柿本町、鴻ノ巣町が入っております、多分、その近辺にこのチラシが配られたと思います。

地元の役員の皆さんが、これをちょっと説明してくれということで私のところに来ました。区の役員とか防災会の役員には一応説明して、3 件の事故の内容とか、事故発生後の対応経過、停止して、二度と起こらないように反省をとって 3 月 4 日から再開したということ、過去の事例等も紹介しておきました。

それと、PCB 処理施設の概要、どこにあって、どういうものを処理しているということも話しておきました。

あと、よく質問があったのが、地震のときの災害対応はということで、豊田市で義務づけられている東海地方の地震加速度予測の 1.5 倍の耐震設計で設計されており、震度 5 相当の地震で自動制御システムが停止します。この前の東日本大震災は震度 4 で、特に問題はなかったということをお話しておきました。

次に火災ですけど、PCB 処理エリアは建築基準法上は準耐火建築物になっていますが、その上の 1 時間耐火建築物で設計されておるから、これも問題ありませんよと話しておきましたけれど、補足があったら説明してください。

あと洪水ですが、津波のことは心配ないですが、すぐ近くに流れている逢妻男川は、大村議員のほうも、過去に氾濫して3メートルか5メートルぐらいの水害が出たということで紹介をされておりましたし、私も市の防災マップを見たら、洪水警報があったときの注意地域となっております。この前の庄賀所長の話では、対岸より地盤を1メートル高くして、その上に駐車場と主要施設、その上に2階がPCB処理エリアになっているので問題ないということでしたので、その話をしておきました。

それともう一つ、住民地域の情報開示ということです。周辺19自治区には、JESCOと豊田市の環境部から広報が出ております。PCB漏れで事故が発生したときには、直接19自治区へ説明しますと書いてありますけれど、それに加えて、この周辺は、我々は13番組、16番組と言っていて、組として20組ぐらいですが、全部で300世帯あってそれぞれ組長がいて、何か事故があった場合は、報道される前にちゃんと先に住民には説明しますよという文書が、平成19年に前の所長である吉本所長から区長のほうにありました。参考資料としてJESCOさんと市役所さんにはお渡ししますが、以上です。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

では、今御指摘いただいた中で、この場で簡単にお答えできるようなものがありましたらここでお答え下さい。また、詳しくデータをお見せいただくということでありましたら、後ほどF委員のほうに対応してください。

**【副委員長】** 私も地域の近くに住んでいるものですが、ちょっと確認させてください。

今回、3月11日に地震がありました。JESCOでも点検されましたが、そのときは震度4で異常ありませんでしたということで、私たちは事務連絡ということでこの検査結果を15日にいただいています。このくらい日数がかかるものですか。問題がなかったら、すぐに速報という形でも結構ですから、ファクスか何かで流せないものかなと私は思います。

これは事務上の話ですが、そういうことで地域住民は心配しています。今、村瀬さんが説明されたのを聞いて私もそんなことを思いましたので、説明があったらお願いしたいと思います。

以上です。

**【委員長】** 今回の地震ではかなり大きく揺れ、地元の方は大変御懸念なさっていた

と思います。何の連絡もないので心配だったということだと思います。

これから何かあったときには、地元の方へのフォローをお願い致します。

【豊田市（平山環境保全課長）】 今回の地震の関係ですけれども、今までそういう事例がなくて、そういう手順をつくってなかったものですから、たまたま今回の事例があって、ちょっとおくらせてしまいましたけれども、やはり心配してみえるということで、市のほうから文書を出させてもらいました。

今後につきましては、おっしゃるとおりで、時間がたってからでは意味ないものですから、市のほうから各関係自治区には早急に連絡を入れさせてもらうようにします。

【委員長】 それでよろしかったですか。

【副委員長】 お願いします。

【F 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 G 委員何かございますか。

【G 委員】 私は特にはありません。

【委員長】 H 委員はいかがでしょう。

【H 委員】 参考資料 2-2 に運搬をされる方の報告基準というのがありますが、その中で、緊急度 2 の場合だと、「未承認で市域の指定ルート以外を走行した場合」、それから緊急度 3 の場合ですと「未承認で市外の指定ルート以外を走行した場合」とありますが、こういう指定ルートというのは、どこでどうやって把握しておられるのかお聞きします。

それと、JESCO の運転廃棄物の保管場所の確保というところで、ドラム缶に 3 月末現在で 1,700 本という数字が出ていますけれども、これは、処理した後に残ったものがドラム缶に入っているということですか、これから作業をするものことですか。

【JESCO（庄賀所長）】 処理したものは、お客様から預かったものですから全部卒業させます。この運転廃棄物というのは、私どもが用意して処理をするために汚染されてしまったものを運転廃棄物と呼んでおりまして、もともと我々のものでございます。

【委員長】 先ほどの御説明ですと、衣服もそうですし、ゴム手袋とか、あるいは活性炭ですとか、要は、途中で汚染物に触れてしまったものです。

【H 委員】 そうすると、これは保管を最後まですることになりますか。

【JESCO（庄賀所長）】 この豊田事業所は時限立法でできている事業所ですので、

いずれ処理を終わり、解体をします。ですから、この廃棄物もみずから処理しなければならぬものでございます。

【H 委員】 それが先ほどの環境省が実証試験をやっておられることと全然つながらないわけですね。

【委員長】 今、実証試験をされまして、無害・安全にきちっと処理ができることの確証が得られてから、順次処理をしていく計画にあるということです。

【H 委員】 わかりました。あまり多くなって、またこれがために基地をつくらなきゃいけないようになってしまっただけは困りますが。

【委員長】 最初の御質問に対してお願いします。

【豊田市（平山環境保全課長）】 ルートの関係ですけれども、収集運搬の計画で事前に JESCO にルートの報告がございまして、市もそれを把握していますので、やむを得ずルートが変更になる場合は、事前に連絡が入ります。それに対して市が了解をして、地元にも連絡をしてという手順を踏んで行っております。仮に報告なしでずれたりしますと、GPS で管理していますので確認はできるということです。

【H 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 それでは、I 委員からお願いします。

【I 委員】 私は、三河線の若林駅の交流館の逢妻男川の辺に住んでいます。

先ほどから F 委員とか副委員長が言われましたように、今回、東日本大震災というのは、想定外に起こってしまった。津波でも、あんなに大きな津波が来るとは思っていなかった、想定外ということが言われております。昨年度、震度 6 までは対応できますという回答をいただいておりますが、実際に 10 メートルの棚にあるコンデンサがすべて落ちてしまったとしたらどうなるだろうかというようなことまでよく考えていただきたい。

逢妻男川は、みんなが使っております。子どもたちも、アユが入ってきたり、スナモグリを採りにいったりしてみんな入っていますし、先日も、コイがものすごくふえたのでコイを採ってみえます。そういう川でございまして、そこにもしも PCB が流れたら困ってしまいます。

そういうことで、とにかく地震に対して考えていただきたいということと、昨年度末に起きた事故ですね、PDCA を繰り返し繰り返し、先ほど金子さんが言われましたように、とにかくもう二度とこういう事故を起こさないということをよろしくお願い

したいと思います。

以上です。

**【委員長】** 地震等で想定外のことがもし起こったときに、環境が汚れてしまうということを非常に懸念されています。もう一度見直して安全をチェックしていただいて、少しでもそのようなリスクを下げるようにお願いします。それから、再生計画を一生懸命やっていただいておりますが、これに満足しないで、繰り返し繰り返しやっていただきたいという大変重いコメントです。

I 委員、それでよろしいですか。

J 委員、よろしいですか。

それでは、K 委員どうぞ。

**【K 委員】** 収集運搬について平山さんのほうからお話がありましたが、まだこのようなトラブルが起きていること自体が不思議でならないです。我々委員としては、収集運搬は絶対事故があってはならないという考え方でやっていただきたいけれども、この件について、業者もみえていると思いますが、どのような教育をされて、こういう積み方をしなさいとか、そういうマニュアルが明確になっているのかどうかお聞きします。

**【委員長】** では、平山さんのほうからお答えください。

**【豊田市（平山環境保全課長）】** 基本的な考え方は、国が定めました収集運搬のガイドラインに沿って、各収集運搬の事業者が工夫されてやってみえます。私どもは、初荷のときから持ち込まれる状況を確認してございますけれども、かなりの事業者はしっかりやってみえます。

ただ、今回の事案ですと、形のそろったものをたくさん入れられて、たまたま積みやすかったものですから密着したかっこうで入れられたということで、普通の固縛とちょっとパターンが変わったために起きたと思っています。

そこまで細かいルール化までは私どもは確認していませんので、事業者さんがそのケースごとに合った一番確実な固縛、あるいは緩衝材の入れ方、そういった対応をしてもらっています。

今回、たまたま想定外という話になってしまいますが、ただ、収集運搬に関しては、インナートレイの中に入れて、さらにそれを漏れ防止型容器ということで、セーフティネットとしてはしっかり効いています。それから吸収材等も入れてありますので、大

きな心配はないけれども、やはりないにこしたことはないし、あつてはいけないということで、こういったケースがあったときには、必ず全部の事業者に、こういった事案がまた同じように起きないようにということで周知はさせてもらっていますけれども、それを徹底していくしかないのかなと思っています。

やはりケースによってどうしても融通する部分がありますので、それは現場の慣れた方がちゃんと判断して、責任を持ってやってもらうしかないかなというふうには思っています。

【委員長】 今の K 委員の御指摘ですけれども、何かそういったトラブルが起こったときの事例は、各事業者はその都度流されていますか。

【豊田市（平山環境保全課長）】 事例につきましては、もちろん発生したたびに該当の事業者には指導をしますけれども、それと同時に、全部の協定を結んだ事業者に、今ですと 18 者さんにはすぐ御連絡させてもらって、同じ事故を起こさないようにという周知はしております。前回、ヒヤリハット集も出させてもらって、こういった事例があるので注意をしていただきたいということで、それについても把握をしております。そういった取組はしております。

【委員長】 それは、強制力はないのですね。

【豊田市（平山環境保全課長）】 基本的には、ガイドラインに沿った形であればいいということで、もちろん事故を起こしてもらっては困りますけれども、それに沿った形でやってもらうというのが前提です。

【委員長】 今日、大変御足労をおかけしておりますが、収集運搬業者の皆様はその辺の重みをしっかりと受けとめていただいて御理解いただけるとありがたいです。

K 委員、よろしいですか。

これからも収集運搬業者さんには情報を共有していただいて、我々の安全に向けて最大限注意を払ってほしいという意思を受けとめていただきたいと思います。また、今後もできる限り参加していただくようお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

L 委員、どうぞ。

【L 委員】 先ほど H 委員のほうから指定ルートというお話がありましたけれども、自治区は関係してないかもしれませんけれども、我々もどこが指定ルートか知りません。

それからもう一つ、資料2にありましたように、豊田市内はほとんど終わり、愛知県も半分ぐらいですけれども、これから100キロ～200キロ運んでくるという事態が起こりますので、そうなりますと交通事故が一番心配です。だから交通事故を起こさないために対策はないか。これは無理かもしれませんが、例えば、危険物ということで回転灯か何かつけて走っておれば、以前のヒヤリハットで覚えています、普通に走ってみえたら突然、前に割り込まれて困ったとか、そういうことがありますので、運送業者が慎重に運んでみえても、周辺のほうからもらい事故ということがあり得ますし、さらに先ほど申し上げましたように100キロ～100キロ移動してみえると、疲れ等も重なってくると、豊田市に近づくほど事故の確率も高くなってきますので、何かそういう対策はできないでしょうか。

以上です。

【委員長】 今の御意見はごもっともだと思います。これはあまり強制力はないと思いますが、やはり今の委員の言われた懸念を、業者さんのほうに理解していただいて、事故に巻き込まれないような対策をお願いします。それから運搬ルートがわかってないということが非常に懸念ですが、いかがでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 住民の方には、立地のときに御説明はしていますが、代もかわられるとなかなか伝わってない可能性があります、基本的には、高速道路を使ってもらって、豊田インターから事業所に入れてもらいます。

【委員長】 ルートのマップのようなものが配付されていますか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 当時はお配りしています。また改めてお配りをさせていただきます。市内は大分終わってしまいましたが、市内については高速道路を使えない部分がありますので、大きな幹線道路を使ってくださいというお願いをしています。市外については、原則高速道路で豊田インターからおりてくださいということをお願いしています。ただ、高速道路で事故があったとかいう場合が出ますので、そのときには連絡を入れてもらって、やむなくおりて迂回するというケースもございます。ルートについては、至急また各委員さんのほうに送らせてもらいます。

【委員長】 L委員、よろしいでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 それと、割り込み等の安全の部分ですけれども、パトをつけるのも制約がいろいろありますので、基本的には今は表示だけだと思います。ただ、それはなかなか運転者同士だと見づらいなので、マナーの悪い運転だと前に割り

込まれたりするというケースは発生するかと思います。これについては、なかなか防ぎようがないとは思いますが。できるだけ安全運転でやってもらうというのが前提になるかと思っております。

【委員長】 やはり危険物を運ぶという意味で何かもっと目につくような表示ができないかという御提案ですが。

【豊田市（平山環境保全課長）】 表示につきましては、法律で大きさの規定等がありまして、それを逸脱していろいろなものをつけるというのはなかなか難しいものがあります。

【委員長】 危ないものを積んでいるということをもっとわかっていたらいいかと。豊田警察ともよく相談していただけないでしょうか。

【豊田市（平山環境保全課長）】 そういったことも含めて、漏れ防止型の堅牢な容器を用意していますし、それから固縛等もしっかりやって万が一の対応もしているということかと思えますけれども、確かに心配と言われると本当に心配な部分があります。

【委員長】 特にこれから豊田市に入ってくる車両がふえるので、そこをやはり皆さん一番心配しておられます。

【豊田市（平山環境保全課長）】 やれる範囲であればということですね。なかなか制約がある話で、車両に関しては難しいかもしれません。

【委員長】 L委員、検討していただくということによろしいでしょうか。

【L委員】 はい。

【C委員】 今の収集運搬に関しての提案ですが、多分、大分代がかわられて、わからない方が多いと思います。私は平成十何年から委員を務めていますが、ルートマップは以前に配られています。それをもう一度配っていただきたいと思います。事務局のほうはわかると思いますが、よろしいですか。

それから車両の規制も、GPSがついている特別管理産業廃棄物でPCB運搬車両だよという表示が全部されていたと思います。それを一回配っていただいたほうが、今の委員さんには理解してもらえないのではないかなと思いますので、お願いしたいと思っています。

【委員長】 私も実はそれは知らないのですが、今度の委員会的时候には、どういうものが配られているのかお示しいただけないでしょうか。

【豊田市（平山環境保全課長）】 あわせて、必要な基礎的な部分の情報について、一

緒にセットで送らせてもらいます。

【委員長】 よろしく願いいたします。

では C 委員、そういうことで。

M 委員、よろしいですか。

【M 委員】 労働安全衛生コンサルタントの石田さんから、ソフト面のみでなくハード面での対策をとということで御意見があって、いろいろ対策を進めていただいているところで、それはとても有効だと思っていますが、やはり以前、人の入れかわりが多いということをお話を伺って、教育訓練等を多くされてカバーされていく方向だとは思いますが、とても有効だとは思っていますが、人の定着化といえますか、入れかわりが減るような方向での対策なども考えてやったのかどうかちょっとお聞かせいただければと思います。

【委員長】 では、庄賀所長からお答えください。

【JESCO(庄賀所長)】 これは雇用の問題ですのでなかなか難しい問題があります。前回もちょっと発言させていただきましたが、この事業そのものが平成 28 年で終了する事業です。したがって、運転会社は基本的には存続いたしません。ですから、やはり非常に短い雇用期間がどうしても生じてしまいます。あと 5 年間勤めるのに、若い人たちは入ってこないんですね。やはり PCB 処理事業の意義とかモチベーションだけではちょっと耐えられない部分がありまして、例えば運転会社が従業員として雇った場合は、その後面倒を見るという仕組みをつくるとか、そういう雇用を考えた対策を今後検討していきませんか、ちょっと対応できないのではないかと思います。

我々 JESCO も同じ状態にあります。ですから、この処理事業が終わった後、どうなるかというビジョンが描けるようにするというのが一番の対策かなと私は感じております。

【委員長】 ありがとうございます。なかなか不透明で難しい問題があるので、即答していただけなかったのですが、前回、前々回からもこういう御意見が出ておりますので、意識していただいていると思います。しかしながら、すぐ目に見える対策というのがなかなか難しい現状であるということを御理解いただけますでしょうか。

【M 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 あと、まだ御発言なさっていない委員はいらっしゃいますか。よろしいですか。

委員会の終了予定時刻は4時ですが、少し早めに終わらせていただいてもよろしいですか。

では、本日の資料の公開について事務局に確認しますが、どのように取り扱わせていただければよろしいですか。

【豊田市（平山環境保全課長）】 公開で結構です。

【委員長】 では、今回お配りいただいた資料等は公開の扱いということにさせていただきます。

今回の議事録につきましても、できるだけ早く公表していただきたいと思いますので、皆様にお目通しいただいた内容を私のほうで事務局と詰めさせていただいて、速やかにホームページ等で公表する方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

では、そういうことで、事務局は議事録を早急に取りまとめていただきたいと思えます。

それでは、皆様の御協力のもと、本年度第1回の豊田市 PCB 処理安全監視委員会の議題はすべて終了いたしました。

委員の皆様には、会議の進行に御協力いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局（青木）】 長時間にわたり、委員長を始め委員の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成23年度第1回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございました。気をつけてお帰りください。

午後3時37分 閉会